

原子力災害に係る滋賀県広域避難計画

令和7年3月

滋 賀 県

目 次

第1章 総則

- 1 計画の根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 広域避難、屋内退避等の防護措置

- 1 防護措置を行う対象地域および人口・・・・・・・・・・ 1
- 2 広域避難の基本的な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 県域を越える広域連携および段階的避難の実施・・ 3
- 4 避難先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 屋内退避・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 避難手段および避難経路

- 1 避難手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 避難経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 交通対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 スクリーニングおよび除染の実施体制（避難中継所の設置）

- 1 原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 避難中継所の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 実施体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 スクリーニング実施結果を示す書類の発行・・ 11

第5章 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

- 1 原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 備蓄場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 配布場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 緊急時における配布および服用の手順・・ 13

第6章 避難所の設置運営

- 1 避難所の設置運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 拠点避難所の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 避難所運営に必要な物資の確保・・・・・・・・・・ 14

第7章 避難長期化への対応	
1 二次避難への移行の進め方	14
2 二次避難先の確保	15
第8章 要配慮者の広域避難	
1 基本的な考え方	15
2 県の役割	15
3 関西広域連合における考え方	16
第9章 費用負担	16
第10章 UPZ外の地域への対応	17
第11章 関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」 との関係	17
第12章 広域避難計画の見直し	17

第1章 総則

1 計画の根拠

この計画は、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）第2章－第7節－第1－2「広域避難計画の策定」の規定に基づき策定する。

2 基本方針

- (1) 原子力事業所から放射性物質が放出された後、避難対象区域となった地域の住民について、O I L 1に基づく避難またはO I L 2に基づく一時移転を実施することを前提とするとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、放射性物質放出前に予防的避難を実施する可能性も考慮する。
- (2) 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。
- (3) 災害の状況に応じて避難先を選択できるよう、複数の選択肢を準備する。
- (4) 緊急時に住民がパニックを起こし、不要不急の避難行動をとることがないように、平常時におけるリスクコミュニケーションを重視するとともに、緊急時には、住民に対して的確な情報提供を行うことができるよう準備する。
- (5) 感染流行下での防護措置については、内閣府通知「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」を踏まえ対応する。

第2章 広域避難、屋内退避等の防護措置

1 防護措置を行う対象地域および人口

(1) 対象地域

滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「地域防災計画」という。）に規定する原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲（以下「UPZ」という。）とする。

※UPZ：原子力災害対策指針において示されている原子力発電所に係る原子力災害対策重点地域の範囲のUPZの目安の距離（原子力施設から概ね30km）や滋賀県が独自に行った放射性物質拡散予測シミュレーション結果の屋内退避が必要なレベルの線量となった区域を踏まえ、総合的に勘案して定めたもの（地域防災計画 第1章第6節）

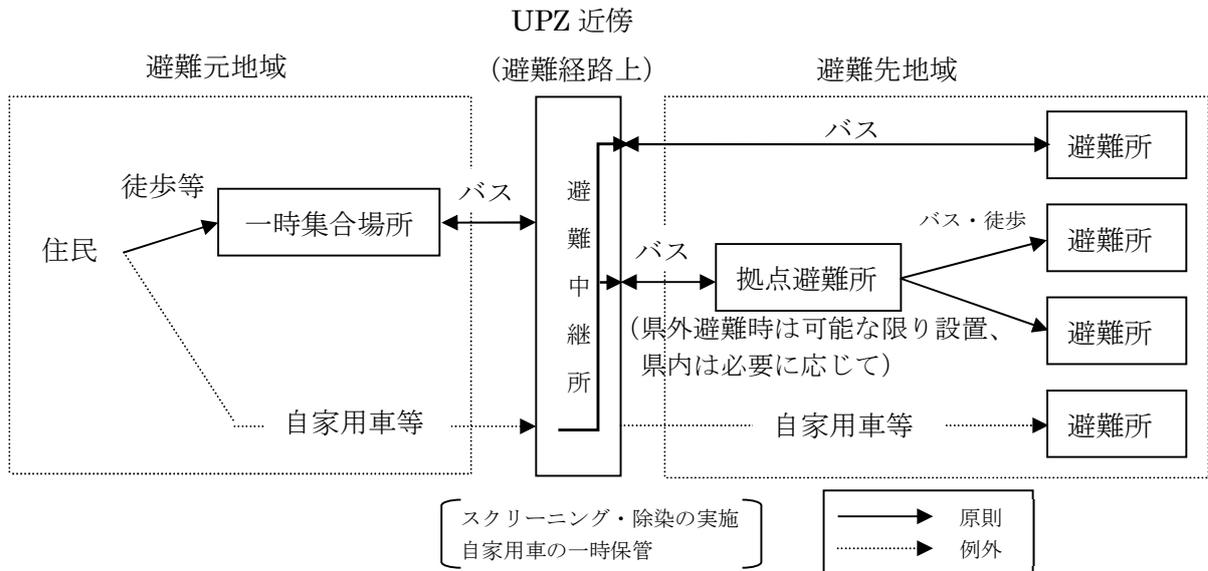
UPZを包含する市は、長浜市および高島市（以下「関係周辺市」という。）である。

(2) 対象人口

長浜市：23,201人、高島市：25,807人

※住民基本台帳人口（令和6年4月1日現在）に基づく対象区域の人口

2 広域避難の基本的な流れ



※ 避難用バスは、一時集合場所～避難中継所、避難中継所～拠点避難所を分けて、それぞれにピストン輸送を実施する。

(1) 避難の単位

国による避難指示が小学校区単位で行われることを前提に、避難行動は自治会区単位で行うことを原則とする。

ただし、県および避難対象区域を含む市町は、必要に応じ協議を行い、避難行動の単位を変更することができるものとする。

(2) 避難元地域から避難中継所への移動

① 避難を要する地区の住民は、避難対象区域を含む市町の指示に基づき、あらかじめ定められた一時集合場所から避難用バスにより避難中継所に移動する。

ただし、地域の状況や時間的制約等により一時集合場所に移動することが不適當または困難な住民は、自家用車で避難中継所に移動する。

② 自家用車で移動した住民は、避難中継所近辺に用意する自家用車一時保管場所に車両を一時保管する。

(3) 避難中継所から避難所（または拠点避難所）への移動

避難者は、避難中継所でスクリーニングを受け、必要に応じ除染を行った上で、あらかじめ定めた避難所（または拠点避難所）に避難用バスで移動する。

(4) 拠点避難所～避難所

拠点避難所を設けた避難先市町村は、拠点避難所に到着した避難者を、各避難所に移送する。

(5) 家庭動物との同行避難

県は、災害の実態に応じて、市町と連携し飼い主による家庭動物との同行避難について配慮するものとするが、具体的な対応については、今後の検討課題とする。

3 県域を越える広域連携および段階的避難の実施

原子力災害発生時には、全面緊急事態（県地域防災計画（原子力災害対策編）の緊急事態区分を参照のこと。）となった時点で、P A Z（原子力事業所から約5 k m圏）内の住民等に避難指示が出され、U P Z内の住民には屋内退避の指示が出されることとなる。

その後、事態の進展に応じ、放射性物質が放出された場合には、緊急時モニタリングを実施し、O I Lに基づき避難区域が特定されていくこととなるが、いずれの場合も県外からの避難者が滋賀県内を通過することを想定しておく必要がある。

このことを踏まえ、県は、県域を越えた広域連携を図るとともに、特にU P Z内の避難に際して、不要な混乱を避けるため、段階的避難を実施するための方法等について、国および福井エリアの関係府県と関西広域連合が参画している「福井エリア地域原子力防災協議会」の場において検討・調整を行う。

※地域原子力防災協議会：国が、原子力発電所の所在する地域毎に設置する、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援し、課題解決を図るためのワーキングチーム

※福井エリア地域原子力防災協議会構成員：

国関係府省庁、福井県、京都府、滋賀県等

4 避難先

(1) 緊急時における避難先の決定方針

- ① 県は、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、県内他の市町への受入れについて優先的に協議することとし、複合災害などにより県内での受入れが困難と判断した場合または受入施設が不足する場合に、他府県と避難受入れの協議を行う。
- ② 県は、他府県に避難受入れを要請する場合、災害の状況や緊急時モニタリング結果等を基に、総合的に判断し、要請を行う府県を決定する。
- ③ 県が避難先を検討するに当たっては、避難対象区域を含む市町と連携を密にするほか、国や関西広域連合等関係機関に対して助言を求めるものとする。

(2) 県内他の市町への避難

- ① 県は、避難対象区域を含む市町から県内他の市町への避難について協議要請があった場合、大津市、草津市、甲賀市および東近江市を中心に協議を行い、状況に応じて他の市町にも協力を求める。
- ② 県は、避難先となる市町に対して、収容施設の供与およびその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。また、この場合、県は避難先の市町と協議の上、避難対象区域を含む市町に対して避難所となる施設を示す。
- ③ 避難対象区域を含む市町は、県が示した避難所施設の一覧をもとに、県および避難先の市町と連携して、各避難所への避難住民の割り振りを行い、県はその結果を避難先市町に連絡する。
なお、避難住民の割り振りを行うに当たっては、地域コミュニティの維持に十分配慮するものとする。
- ④ 関係周辺市は、県と連携し、平常時から避難先として想定する市町と協議を行い、あらかじめ避難計画に、避難単位ごとの集合場所や避難先、避難経路等必要な事項を定めておくものとする。
- ⑤ 県内他の市町は、関係周辺市から避難計画作成に係る協議があった場合は、広域避難の用に供する避難所の指定等について協力する。

(3) 他府県への避難

【関西方面】

- ① 県は、関西方面に避難する必要があると判断した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、大阪府に対して避難の受入要請を行うとともに、その旨を関西広域連合に連絡する。

② 関係周辺市ごとの大阪府内受入市町村は以下のとおりとする。

市名	対象人口	避難先市町村名
長浜市	23,201人	大阪市 (中河内地域) 八尾市、柏原市、東大阪市 (南河内地域) 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村 (泉北地域) 堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町 (泉南地域) 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
高島市	25,807人	大阪市(再掲) (豊能地域) 豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町 (三島地域) 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町 (北河内地域) 守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市

※避難先市町村ごとの個表は、【別添2】のとおり。

- ③ 大阪府は、府内の避難先市町村が被災等のやむを得ない事情により、関係周辺市の事前に定めた受入可能人数の受入れができないと認めるときは、府内市町村およびカウンスーパーパート県である和歌山県と調整を行い、避難元である県の意見を聴取した上で、受入れの割当てを見直す。
- ④ 県は、③に規定する意見聴取に対しては、関係周辺市と連携して、「地域コミュニティの維持」という観点から意見を述べる。
- ⑤ 大阪府は、必要な調整を行っても、府内市町村および和歌山県内で受入れを行うことができないと認めるときは、直ちに避難元である県および関西広域連合に連絡する。
- ⑥ 県は、⑤に規定する連絡を受けたときは、関西広域連合に改めて受入先の調整を要請する。

- ⑦ 県は、関係周辺市以外の市町が避難対象区域となり、関西方面への避難が必要となった場合には、関西広域連合に受入先の調整を要請する。

【中部方面】

県は、中部方面に避難する必要があると判断した場合、「災害時等の応援に関する協定書（中部9県1市）」に基づき、応援要請を行う。

5 屋内退避

（1）屋内退避の効果と必要性

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

放射性プルームが到達した場合などには、一時的に空間線量率が極めて高くなるおそれがあり、その際に避難行動等により外出していれば、無用な被ばくをする危険性がある。そのため、屋内退避で放射性プルームをやり過ごし、OILに基づき必要な場合には、適切なタイミングで避難を行うことが無用な被ばくを避ける上で有効である。

（2）屋内退避の実施

住民は、原則自宅で屋内退避を実施する。

勤務・通学する者または一時滞在者については、原則、帰宅することとするが、放射性物質が放出され、またはすぐにでも放出される危険性があるなど、帰宅途中等に被ばくするおそれがある場合は、勤務先、学校等、滞在施設内等において屋内退避を実施する。

関係周辺市は、自宅で屋内退避を実施することに対して不安を感じる住民への対応として、屋内退避準備の段階で、公共施設等において受入準備を行う。

（3）大規模地震との複合災害時における屋内退避等の実施

複合災害時には、多くの家屋が倒壊し、または多くの住民が屋内に留まることを懸念すると思われることから、以下の対応を図る。

- ① 地震により家屋が倒壊したり、倒壊するおそれがあるなど家屋で屋内退避を実施することが困難である場合には、近隣の公共施設等において、屋内退避を実施する。

- ② 屋内退避中に再度の地震等により被災が更に激しくなるなど、屋内退避の継続が困難である場合は、屋内退避が不要である地域の避難所等へ移動を行う。

第3章 避難手段および避難経路

1 避難手段

(1) 原則

- ① 避難の実施に当たっては、原則として、バス等の公共輸送手段を活用する。
- ② バスの活用にあたっては、車両の有効活用および車両のスクリーニング・除染の手間を省くため、避難中継所を境に、避難元地域からの移送と、避難先地域への移送を分けて、それぞれ異なるバスでピストン運行するものとする。
- ③ 県は、複合災害により道路が寸断され、船舶による移送が必要となった場合、「災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書」に基づき、協定の相手方である船舶会社に対して応援を要請する。
- ④ 県は、その他必要に応じ、災害対策基本法第86条の14に基づき、指定公共機関または指定地方公共機関に対し、避難者の輸送を要請するほか、国、避難先府県、関西広域連合に対し、鉄道、船舶等も含め、輸送手段の確保の調整を要請する。
- ⑤ 本県はJR等鉄道の利便性が高い地域であることから、県は、今後、鉄道による避難者輸送に係る課題等について検討を行い、この計画に反映していくものとする。
また、必要に応じて鉄道事業者に協力を求めていくものとする。

(2) 自家用車利用の抑制および事前の周知

- ① 自家用車による避難については、交通渋滞のほか、駐車場の確保、交通事故の懸念、給油の問題、避難経路見失いによる迷走など様々な懸案事項があることから、自家用車の利用は、OIL1に基づく即時避難等、時間的制約によりやむを得ない場合や、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）のうち、自家用車で移動することが最も合理的と認められる者の場合などに限るものとする。
- ② 県および関係周辺市は、①に掲げる自家用車利用に関する懸案事項を踏まえ、原子力災害においてはバスによる避難を原則とすること、やむを得

ず自家用車を使用する場合は、できる限り乗り合わせる事等について、平常時から住民に周知するものとする事によって不要な自家用車利用の抑制を図る。

- ③ 関係周辺市は、自家用車で避難する場合も、必ず避難中継所を経由すること、自家用車は避難中継所周辺に確保する一時保管場所に一時保管し、避難中継所から先への移動については、原則として避難用バスに乗り換えることについて、平常時から住民に周知するものとする。

(3) 自家用車一時保管場所の確保

県および関係周辺市は、避難中継所近辺で自家用車の一時保管場所として利用できる土地について、あらかじめ調査し、その確保に努める。

(4) 避難用バスの確保

- ① 避難用バスは、原則として、県および避難対象区域を含む市町が連携して確保する。
- ② 県は、緊急時に避難用バスが不足する場合には、本章1-(1)-④に基づき、避難用バスの確保を要請する。
- ③ 県および関係周辺市は、指定公共機関、指定地方公共機関等と協議し、緊急時における避難手段の確保手順や費用負担、運転手等の被ばく線量の管理の目安等について、あらかじめ協定等の取り決めを行うよう努める。
- ④ 県は、運転手等の被ばく線量管理の目安を超える被ばくが予想される場合等、車両のみ確保でき、運転手の確保ができない場合を想定し、国が自衛隊等から運転手を派遣する仕組みをあらかじめ設けるよう、関西広域連合や関係府県と連携して、「福井エリア地域原子力防災協議会」の場等を活用し、国に要請する。
- ⑤ 県は、一時集合場所の駐車できる空間が狭い等の場合は、避難用バスの集結場所を避難対象区域の近隣に確保するよう努める。

2 避難経路

(1) 原則

- ① 住民避難に当たっては、高速道路、幹線道路を中心にあらかじめ設定した避難経路で避難することとし、避難経路は必ず避難中継所を経由するものとする。
- ② 県は、関係周辺市が避難計画に避難経路を設定するための基本となる主な避難経路を設定するものとし、その設定に当たっては、避難時間推計（ETE）の実施結果を踏まえるとともに、県警察、道路管理者と協議す

るほか、避難先府県内については、避難先府県・市町村の意見も聴取する。

(2) 県内他の市町への避難経路

- ① 県があらかじめ定める主な避難経路は、【別添1】のとおりとする。
- ② 関係周辺市は、【別添1】の主な避難経路をもとに、それぞれの避難計画において避難行動の最小単位である自治会区ごとに避難経路を設定する。

(3) 他府県への主な避難経路

- ① 関西方面への避難は、高速道路を活用することを基本として、主な避難経路は次のとおりとする。
なお、大阪府内における避難経路は、別添2「個票」による。

【長浜市】

北陸自動車道→名神高速道路→京滋バイパス

※北陸自動車道木之本ICおよび長浜ICの利用は、避難用バスに限るものとし、自家用車は、国道8号等により避難中継所に向かうものとする。

【高島市】

国道367号→国道303号→国道161号→名神高速道路

- ② 中部方面への避難経路は、中部方面への避難を実施することを決定した段階で、県が関係周辺市および受入先となる県・市の意見を聴取した上で、高速道路および主要国道を中心に検討し、県警察および道路管理者等と協議の上、決定する。
県は、決定した避難経路を関係周辺市に連絡するものとする。

(4) 災害時における避難経路の再調整

県および避難対象区域を含む市町は、避難指示の発令が見込まれる段階で、事態の進展、避難を要する区域の範囲、道路状況等を勘案し、県警察および道路管理者と協議の上、実際の避難経路を決定する。

県外へ避難する必要がある場合には、県は、県外における避難経路について、あらかじめ避難先府県の意見を聴取する。

また、県は、決定した避難経路を避難先となる県内市町または府県に対して連絡するとともに、県内他の市町に対して、避難対象区域、避難先、避難経路等の情報を提供する。

3 交通対策

県警察は、避難対象区域を含む市町等が避難の指示を行ったときは、当該避難が円滑に行われるよう、必要な交通対策を講じる。

第4章 スクリーニングおよび除染の実施体制（避難中継所の設置）

1 原則

県は、身体除染、被ばく抑制および汚染拡大防止を目的として、UPZ近傍の避難経路上に避難中継所を設置し、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、避難住民等のスクリーニングおよび除染を実施する。

2 避難中継所の設置

- (1) 県は、関係機関の協力のもと、避難開始までに、UPZ近傍の避難経路上に、スクリーニングおよび除染等を行うための避難中継所を設置する。
- (2) 県は、事態の進展により増加する避難者を長時間滞留させることなく確実にスクリーニングを実施するため、避難中継所に十分なスクリーニングブースを配置するほか、状況に応じ、避難中継所を増設する。
- (3) 県は、避難中継所を増設する場合、予定していた避難中継所が使用できない場合またはUPZ外の市町で避難が必要となった場合等を想定して、十分な数の候補場所が確保できるよう、継続的に検討を行い、この計画に反映していくものとする。
- (4) 県は、避難中継所の選定に当たっては以下の条件を考慮する。
 - ・面積（バスの乗換場所となることから大型バスの駐車・行き交いができる空間を確保できること、避難中継所およびその近隣で、自家用車の一時保管場所を確保できること）
 - ・設備（スクリーニングおよび除染を行うために必要な設備を備えていること、避難者の休憩場所およびトイレを確保できること）

- (5) UPZ内の住民が避難する場合の避難中継所の候補場所は、次のとおりとし、状況に応じて必要数設置する。

名 称	所 在 地
湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210
北陸自動車道長浜インターチェンジ	長浜市口分田町古田 548
長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム)	長浜市田村町 1320
高島市今津総合運動公園	高島市今津町日置前 3110
高島市立朽木中学校	高島市朽木市場 1055
新旭体育館・武道館	高島市新旭町旭 818
道の駅藤樹の里あどがわ・安曇川図書館	高島市安曇川町青柳 1162-1
高島B&G海洋センター	高島市宮野 1516

※長浜インターチェンジについては、屋内施設がないことから、近傍の屋内施設の活用についても検討する。

3 実施体制の整備

- (1) 県は、スクリーニングおよび除染の実施に要する人員体制や実施手順について、あらかじめマニュアルを定めるとともに、必要な資機材の整備を進める。
- (2) 県は、緊急時にスクリーニングおよび除染の実施に必要な人員・資機材が不足することを想定し、国、他府県、関西広域連合、放射線技師会等と連携し、必要な支援体制の整備に努める。

4 スクリーニング実施結果を示す書類の発行

県は、スクリーニングおよび除染の結果、汚染のないことが確認できた者についてスクリーニング済証を発行するとともに、当該スクリーニングおよび除染に関する記録票を作成し、県の責任で適切に保管する。

記録票の様式をはじめ、手続の詳細については、別に定めるマニュアルによるものとする。

第5章 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

1 原則

県は、関係周辺市と連携し、避難指示と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用指示が出た場合に、速やかに対応することができるよう、適切な場所に安定ヨウ素剤を備蓄する。

2 備蓄場所

UPZ内への配布を前提とした安定ヨウ素剤の備蓄場所は以下のとおりとする。

(1) 県の施設

名 称	所 在 地
湖北健康福祉事務所（長浜保健所）	長浜市平方町 1152-2
高島健康福祉事務所（高島保健所）	高島市今津町今津 448-45
伊香高等学校	長浜市木之本町木之本 251
高島高等学校	高島市今津町今津 1936

(2) 関係周辺市の施設

- ① 市役所
- ② 市が指定する一時集合場所
- ③ UPZ内の小中学校、保育所、幼稚園等

※一時集合場所に指定されている学校については、避難住民への配布分を含む。

(3) 医療機関

① 原子力災害拠点病院

名 称	所 在 地
長浜赤十字病院	長浜市宮前町 14-7

② 原子力災害医療協力機関

名 称	所 在 地
市立長浜病院	長浜市大戌亥町 313
長浜市立湖北病院	長浜市木之本町黒田 1221
高島市民病院	高島市勝野 1667

3 配布場所

緊急時における安定ヨウ素剤の配布場所は以下のとおりとする。

(1) 県の施設における備蓄分

- ① 湖北健康福祉事務所（長浜保健所）（防災業務関係者への配布）
- ② 高島健康福祉事務所（高島保健所）（防災業務関係者への配布）
- ③ 避難中継所（スクリーニング場所での服用確認および未服用者への配布）
- ④ UPZ内の県立高校（避難時の生徒・教職員への配布）

(2) 関係周辺市の施設における備蓄分

- ① 市役所（避難時の配布、一時滞在者への配布、防災業務関係者への配布）
- ② 一時集合場所（避難時の住民への配布）
- ③ UPZ内の小中学校、保育所、幼稚園等（避難時の児童・生徒、教職員等への配布）

(3) 医療機関における備蓄分

- ① 原子力災害拠点病院（入院患者、被ばく患者への配布）
長浜赤十字病院

- ② 原子力災害医療協力機関（入院患者、被ばく患者への配布）
市立長浜病院
長浜市立湖北病院
高島市民病院

4 緊急時における配布および服用の手順

- (1) 県は、緊急時における安定ヨウ素剤配布のための手続き等について、あらかじめマニュアルを定めるものとする。

- (2) 県は、緊急時における配布および服用を迅速に実施するためには、PAZにおける事前配布の場合と同様に、住民の既往症等の事前確認が不可欠と考えることから、その手続きの具体化および必要な財源措置について、国に要請していく。

第6章 避難所の設置運営

1 避難所の設置運営

- (1) 避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて、避難先市町村が行う。
避難先市町村は、避難先府県等と連携し、「原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針」（内閣府：平成28年3月）を参考に、避難所の開設、運営などの具体的な手順を定めたマニュアル等を作成するよう努める。
- (2) 避難所の運営は、開設当初については避難先市町村が行い、可能な限り早期に、避難元の市町や避難住民、ボランティア等による運営に移行する。
- (3) 避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず、施設管理者が継続して行う。

2 拠点避難所の設置

- (1) 避難先市町村は、各避難所への移送を行う拠点として、拠点避難所を設置することができる。
なお、県は地理的に不案内かつ遠距離の移動となる他府県への避難を円滑に実施するため、他府県の避難先市町村に対しては、可能な限り拠点避難所を設置するよう要請する。
- (2) 拠点避難所から各避難所への避難住民の移動手段は、避難先市町村が確保する。

3 避難所運営に必要な物資の確保

- 広域避難を実施した場合、避難所における食糧・毛布等の必要物資については、県および避難対象区域を含む市町が迅速に確保する。
- その際、必要物資が不足する場合は、国、関西広域連合や関係事業者等に要請するとともに、避難先自治体にも協力を求める。

第7章 避難長期化への対応

1 二次避難への移行の進め方

- (1) 県および避難対象区域を含む市町は、避難生活による避難者の負担、避難所を提供する避難先自治体への影響等を考慮し、避難当初から二次避難

先の確保に向けた検討を開始する。

- (2) 県および避難対象区域を含む市町は、避難先自治体の協力を得て、二次避難先の確保に当たり必要となる避難者数および世帯数の把握、各避難世帯の意向把握に努める。
- (3) 県および避難対象区域を含む市町は、可能な限り早期に二次避難先への移行を進める。特に小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、早期移行に努める。

2 二次避難先の確保

- (1) 二次避難先は県内で確保することとし、県および避難対象区域を含む市町は必要に応じ、県内他の市町にも二次避難先の確保を要請する。
- (2) 他府県に避難している場合で、災害の状況から県内での二次避難先の確保が困難なとき、県および避難対象区域を含む市町は、避難先府県に対して、二次避難先の確保を要請する。

第8章 要配慮者の広域避難

1 基本的な考え方

避難、とりわけ県域を越える広域避難については、長距離の移動が避けられないため、避難行動自体がリスクとなる可能性を十分に考慮する必要がある。特に要配慮者については、移動の困難性やリスクの程度等、それぞれの特性を踏まえた広域避難計画を策定するとともに、避難しなかった場合に比べ、要配慮者の健康リスクが高まることがないように、避難に要する資機材や医療・看護体制および安全な搬送手段が確保された後に避難を開始することを明示する必要がある。

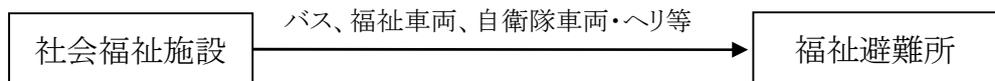
2 県の役割

県は、地域防災計画第2章第7節第3「要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備」の規定に基づき、必要な支援等を行うとともに、特に広域避難の検討に当たっては、医療機関や社会福祉施設における避難先施設の確保について、必要な調整を行う。

3 関西広域連合における考え方

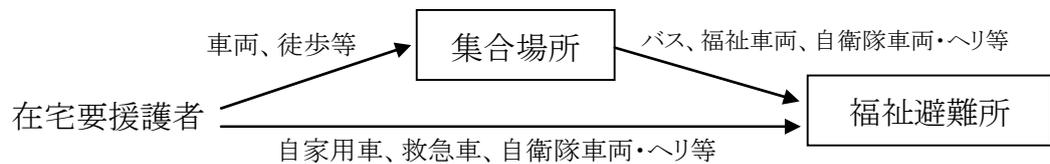
関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」における「避難行動要支援者の広域避難」の基本パターンは次のとおりであり、要配慮者の特性に応じて、①迅速な避難の実施、②移動によるリスクの軽減の双方の観点から、広域避難先の調整・避難手段の確保など十分な準備を行う必要があるとされている。

a) 社会福祉施設入所者・通所者



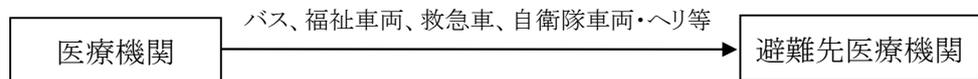
※社会福祉施設通所者については、時間的に余裕のない場合等を除き、避難準備指示等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行う。

b) 在宅要援護者



※介助する家族等がいるかどうかで異なる扱いを検討する必要がある。
※心身の状況により社会福祉施設等への緊急入所や医療機関への入院等の措置が必要な在宅要援護者については、当該措置を講じる。

c) 医療機関等入院患者



第9章 費用負担

広域避難の受入れその他被災者支援に係る費用については、最終的に避難先府県・市町村の負担とならないことを原則とする。今後、国に対し、原子力事業者への求償方法の具体化や災害救助法の適用等国による費用負担のあり方の具体化を求める。

第10章 UPZ外の地域への対応

UPZ外の地域において広域避難や屋内退避等の防護措置の実施が必要となった場合、県は、当該地域を含む市町と連携の上、市町の地域防災計画等と整合を図りながらこの計画に準じて必要な対策を講じることとする。

第11章 関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」との関係

県域を越える広域避難について、この計画に記載のない事項は、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき対応することとする。

第12章 広域避難計画の見直し

県は、原子力災害対策指針の改定や新たな方針の決定など、様々な状況の変化に対応して、随時この広域避難計画の見直しを行い、内容の充実を図るものとする。



母なる湖・琵琶湖。
—あずかっているのは、滋賀県です。

平成26年3月	作成
平成29年3月	修正
平成30年3月	修正
令和4年4月	修正
令和5年3月	修正
令和7年3月	修正

【別添1】主な避難経路

- 凡例
- 主要な避難経路
 - 高速自動車国道
 - 高速自動車国道以外
 - その他の道路
 - その他の道路
 - UPZ内
 - UPZ外
 - 避難中継所(スクリーニング場所)



【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		県内避難										県外避難																																	
避難元				集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①		避難先②		避難先③		避難先④																																	
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		避難経路①	府県名	市町村名	拠点避難所		避難経路②																												
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地																										
長浜市	湖北町	1,495	おだに 小谷	おだにのみみやまだ 小谷上山田	237	おだに、しよがっこう 小谷小学校	長浜市小谷丁野 町524	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	草津市	災害時の被災状況に応じて別添 3の避難所から選択	県道265号→国道8号→北陸自動車道(長浜IC)→名神高速道路→京滋バイパス→第二京阪道路→近畿道→阪神高速(14号松原線 駒川出口)→南港通(府道5号)→あびこ筋(府道28号)	大阪府	大阪市A	長居公園	東住吉区長居公園 1-23	国道265号→国道8号→北陸自動車道(長浜IC)→名神高速道路→京滋バイパス→第二京阪道路→近畿道→阪神高速(14号松原線 駒川出口)→南港通(府道5号)→あびこ筋(府道28号)	国道303号→国道8号→北陸自動車道(長浜IC)→名神高速道路→京滋バイパス→第二京阪道路→近畿道→阪神高速(14号松原線 駒川出口)→南港通(府道5号)→あびこ筋(府道28号)	国道8号→北陸自動車道(長浜IC)→名神高速道路→京滋バイパス→第二京阪道路→近畿道→阪神高速(14号松原線 駒川出口)→南港通(府道5号)→あびこ筋(府道28号)																												
				しもやまだ 下山田	106																																										
				ふたまた 二俣	89																																										
				おだに、およの 小谷丁野	505																																										
			ほやみ 速水	558	あやみ 青名	182	ほやみ、しよがっこう 速水小学校													長浜市湖北町速 水2561-1																											
					ねこぐち 猫口	141																																									
	西浅井町	3,497	しおつ 塩津	しおつ、はま 塩津浜	396	にしあざい、ちよがっこう 西浅井中学校	長浜市西浅井町 塩津中312	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	東近江市	聖徳中学校 聖徳町1-1	国道303号→国道8号→北陸自動車道(長浜IC)→名神高速道路→八日市IC→避難所	大阪府	大阪市A	長居公園	東住吉区長居公園 1-23	国道303号→国道8号→北陸自動車道(長浜IC)→名神高速道路→京滋バイパス→第二京阪道路→近畿道→阪神高速(14号松原線 駒川出口)→南港通(府道5号)→あびこ筋(府道28号)	国道8号→北陸自動車道(長浜IC)→名神高速道路→京滋バイパス→第二京阪道路→近畿道→阪神高速(14号松原線 駒川出口)→南港通(府道5号)→あびこ筋(府道28号)																													
				ほりやま 祝山	101																																										
				やのくま 岩熊	229																																										
				つきで 月出	18																																										
				のさか 野坂	102	しおつ、しよがっこう 塩津小学校	長浜市西浅井町 塩津中41												※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。	八日市北小学校 建部日吉町468	国道303号→国道8号→北陸自動車道(長浜IC)→名神高速道路→八日市IC→避難所	八日市北小学校 建部日吉町468	八日市南小学校 神野3-6-1																								
				しおつ、なか 塩津中	131																																										
				よ 余	318																																										
				しよらふ 集福寺	141																																										
				くつかけ 杏掛	110	ながはら、しよがっこう 永原小学校	長浜市西浅井町 大浦167																									八日市南小学校 神野3-6-1															
				よこな 横波	87																																										
				おおくら 大浦	717																																										
				すのうら 菅浦	106																																										
	ながはら 永原	1,864	なごら 山門	なごら 山田	70	八日市南小学校 神野3-6-1	八日市南小学校 神野3-6-1	八日市南小学校 神野3-6-1	八日市南小学校 神野3-6-1	八日市南小学校 神野3-6-1	八日市南小学校 神野3-6-1	八日市南小学校 神野3-6-1	八日市南小学校 神野3-6-1	八日市南小学校 神野3-6-1	八日市南小学校 神野3-6-1	八日市南小学校 神野3-6-1	八日市南小学校 神野3-6-1	八日市南小学校 神野3-6-1																													
				にしあざい、おやま 西浅井小山	65																																										
				やまど 山門	189																																										
				なか 中	105																																										
				しよ 庄	309																																										
				くさやま 黒山	79																																										
計				4,992															4,992																												

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集会所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難				県外避難																		
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	避難先①		避難経路①	避難先②		避難経路②																		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					名称	所在地		府県名	市町村名		名称	所在地																
高島市	朽木	1,345	朽木東 しょうがつこう 小学校	1,267	いちばく 市場区	361	朽木公民館	高島市朽木 市場1055	【美浜発電所発災 時、美浜・大飯発電 所同時発災時】 高島B&G海洋セン ター	【美浜発電所発災 時、美浜大飯発電 所同時発災時】 高島市宮野1516	大津市	和運文化センター	和運高城12	国道161号⇒避 難所	大阪府	大阪市B	鶴見緑地	鶴見区 緑地公園 2-163	国道161号⇒ 名神高速道 路⇒第二京 阪道路(門真 IC)															
					うすのく 上野区	104						葛川小学校体育館	葛川中村町108-1																					
					のじりく 野尻区	66						伊香立環境交流館	伊香立下在地町1222-1																					
					みやまきほろ 宮前坊区	133						葛川少年自然の家	葛川坊村町243																					
					じしほらく 地子原区	50						しろふじ保育園	永田1233-1																					
					うよだにく 雲洞谷区	68						グリーンパーク思い出の 森 体育館	朽木柏341-3																					
					おおのく 大野区	46						しろふじ保育園	永田1233-1																					
					ふるかわく 古川区	48						グリーンパーク思い出の 森 体育館	朽木柏341-3																					
					いわせく 岩瀬区	114						伊香立中学校体育館	伊香立下在地町414																					
					あまきく 麻生区	62						グリーンパーク思い出の 森 体育館	朽木柏341-3																					
					きじやまく 木地山区	10						アイリッシュパーク	勝野670																					
					おせく 粕区	41						グリーンパーク思い出の 森 体育館	朽木柏341-3																					
					あらかく 荒川区	88						アイリッシュパーク	勝野670																					
					あらかわまつだく 荒川惣田区	76						和運文化センター	和運高城12																					
					安曇川町	938						938	きんろせ 旧広瀬 しょうがつこう 小学校							78	のぶけく 能家区	9	朽木公民館	高島市朽木 市場792	【大飯発電所発災 時】 高島市今津総合運 動公園	【大飯発電所発災 時】 高島市今津町日置 前3110	大津市	伊香立小学校体育館	伊香立生津町132-1	大阪府	大阪市B	鶴見緑地	鶴見区 緑地公園 2-163	国道161号⇒ 名神高速道 路⇒第二京 阪道路(門真 IC)
																					くわはらく 桑原区	12						朽木中学校	朽木市場1055					
																					はりはたく (おにのみや) 針畑区(小入谷)	20						アイリッシュパーク	勝野670					
																					はりはたく (なかまき) 針畑区(中牧)	4						朽木中学校	朽木市場1055					
	はりはたく (ふるま) 針畑区(古屋)	10	アイリッシュパーク	勝野670																														
	おいすぎく 生杉区	23	朽木中学校	朽木市場1055																														
	しもこがく 下古賀区	244	きんろせ 旧広瀬小学 校	高島市安曇 川町 下古賀1182	大津市	皇子山中学校体育館	尾花川12-1																											
	かみこがく 上古賀区	296				仰木中学校体育館	仰木の里五丁目1-1																											
	ながおく 長尾区	131				中央小学校体育館	島の関1-60																											
	なかのじちかい 中野自治会	167				仰木の里東小学校体育 館	仰木の里東六丁目1-1																											
たにいじちかい びわこ台住民自治会	59	皇子が丘児童館				皇子が丘一丁目9-10																												
たいさんしく 泰山寺区	41	皇子が丘児童館				皇子が丘一丁目9-10																												

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県						県内避難				県外避難							
		避難元		集会所		避難中継所(スクリーニングポイント)				避難先①		避難先②							
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		避難経路①	府県名	市町村名	拠点避難所		避難経路②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地	
高島市	新旭町	8,276	しんあきなみ 新旭南 しょうがっこう 小学校	2,968	いのちく 井ノ口区	201	しんあきなみ 新旭南 しょうがっこう 小学校	高島市新旭 町 新庄853	高島B&G海洋セ ンター	高島市宮野1516	大津市	堅田小学校体育館	本堅田三丁目6-1	国道161号線→ 避難所	大阪府	大阪市B	鶴見緑地	鶴見区 緑地公園 2-163	国道161号→ 名神高速道 路→第二京 阪道路(門真 IC)
					あんどうく 安養寺区	625						県立県民交流センター	におの浜一丁目1-20						
					きたほたけしちかい 北畑区自治会	730						皇子が丘公園体育館	皇子が丘一丁目1-1						
					わらもく 薬園区	1,412	しんあきいづみ 新旭体育館	高島市新旭 町 旭818				県立県民交流センター	におの浜一丁目1-20						
					こうつくじちかい 木津区自治会	223	しんあきた 新旭北 しょうがっこう 小学校	高島市新旭 町 糞庭26				志賀中学校体育館	南船路1029						
					おかく 岡区	228						旧大津公会堂	浜大津一丁目4-1						
					ひづめく 日塚区	99						堅田中学校体育館	本堅田三丁目22-1						
					いながわく 五十川区	350						大津商業高校体育館	御陵町2-1						
					よないく 米井区	71						藤尾小学校体育館	茶戸町10-1						
					こうつ みやのみなみじちかい 木津宮ノ南自治会	23						唐崎市民センター	唐崎二丁目10-1						
			つじわくしちかい 辻沢区自治会	206	坂本小学校体育館	坂本三丁目12-57													
			いさいく 今市区	435	打出中学校体育館	本宮二丁目46-1													
			ひさいく 平井区	733	大津高校体育館	馬場一丁目1-1													
			たいく 田井区	79	堅田市民センター	本堅田三丁目8-1													
			しんあきた 新旭北 しょうがっこう 小学校	5,308	しんあきた 新旭北 しょうがっこう 小学校	高島市新旭 町 北畑564-2	こせい ちゅうがっこう 湖西中学校	※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。				県立体育館	におの浜四丁目2-12						
			もりく 森区					686				県立体育館	におの浜四丁目2-12						
			ほりかわく 堀川区					415				藤尾小学校体育館	茶戸町10-1						
			やまがたく 山形区					114				堅田高校体育館	本堅田三丁目9-1						
			しもぶりく 霜降区					210				長等市民センター	大門通16-40						
			れいんばうたうん自治会					77				唐崎市民センター	唐崎二丁目10-1						
ウッディーパーク自治会	14	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール	打出浜15-1																
はりえく 針江区	587	におの浜ふれあいス ポーツセンター	におの浜四丁目2-40																
ふかみぞくしちかい 深溝区自治会	621	堅田中学校体育館	本堅田三丁目22-1																
きた まちじちかい 北の郷自治会	80	長等小学校体育館	大門通5-1																
こほん 湖畔の郷自治会	57																		
計	10,559		10,559																

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元						集集場所				避難中継所(スクリーニングポイント)				県内避難				県外避難			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	府県名	市町村名	避難先②		避難経路②						
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地	名称	所在地		
長浜市	木之本町	385	すぎの杉野	385	かねいぼろ 金居原	87	すぎの 旧杉野 しょうちゅうがっこう 小中学校	長浜市木之本 町杉野489	湖北体育館	長浜市湖北町速 水1210	東近江市	能登川北 小学校	福堂町2877-1	国道303号⇒ 国道8号⇒県 道2号⇒湖岸 道路⇒避難所	大阪府	泉大津市	泉大津市立総 合体育館	宮町2-50	国道303号⇒国道8 号⇒北陸自動車道 (長浜IC)⇒名神高 速道路⇒京滋バイ パス⇒第二京阪道 路⇒近畿道⇒阪和 道⇒堺泉北道路(綾 園出口)⇒国道26号						
					すぎの 杉野	240						能登川高 等学校	伊庭町13												
					すぎもと 杉本	47																			
					おとわ 音羽	11						能登川北 小学校	福堂町2877-1												
	計	385		385																					

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。

拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元						集合同所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難			県外避難			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	府県名	市町村名	避難先②		避難経路②	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						避難所①					拠点避難所			
												名称	所在地				名称	所在地		
長浜市	木之本町	952	ちかとき 高時	952	おおみ 大見	29	ちかときしょうがっこう 高時小学校	長浜市木之本町石道1079-1	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	東近江市	能登川南小学校	猪子町12	国道303号⇒国道8号⇒県道2号⇒湖岸道路⇒避難所	大阪府	和泉市	和泉シティプラザ	いぶき野5丁目4-7	国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(岸和田和泉IC)⇒光明池春木線⇒和泉中央線	
					かわい 川合	367						能登川中学校	山路町2800							
					みるほし 古橋	382						能登川東小学校	小川町30							
					いしみち 石道	87						能登川西小学校	伊庭町2885							
					きのもと 木之本小山	87						能登川南小学校	猪子町12							
					計	952						952								

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県					県内避難				県外避難								
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難先②			避難経路②			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		避難経路①	府県名		市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地					名称	所在地
長浜市	木之本町	300	伊香具	300	大音	300	伊香具小学校	長浜市木之本町大音1114	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	東近江市	朝桜中学校	市子川原町686	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒蒲生スマートIC⇒避難所	大阪府	高石市	市立総合体育館	西取石6丁目5-6	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(13号東大阪線⇒16号大阪港線⇒4号湾岸線浜寺出口)⇒府道29号線(臨海道路)高石出口⇒府道204号線(堺阪南線) 「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。
	計	300		300															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名 滋賀県							県内避難				県外避難								
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難先②			避難経路②			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		避難経路①	府県名		市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地					名称	所在地
長浜市	木之本町	53	いかく伊香具	53	はんのうら飯浦	33	いかくしょうがっこう伊香具小学校	長浜市木之本町大音1114	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	東近江市	能登川北小学校	福堂町2877-1	国道8号⇒県道2号⇒湖岸道路⇒避難所	大阪府	忠岡町	忠岡町文化会館	忠岡南1丁目18-17	<p>国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(13号東大阪線⇒16号大阪港線⇒4号湾岸線岸和田北IC)⇒府道40号線(磯上南交差)⇒府道204号線</p> <p>「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。</p> <p>拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。</p>
	計	53		53															

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県										県内避難				県外避難					
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①				避難先②				避難経路②			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	拠点避難所		避難所①		避難経路①	府県名	市町村名	拠点避難所		避難経路②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地	名称	所在地				名称	所在地	
長浜市	高月町	379	たかつき 高月	379	まげ 馬上	379	たかつきしょうがっこう 高月小学校	長浜市高月町 高月738	湖北体育館	長浜市湖北町速 水1210	甲賀市	甲賀市水口 スポーツの 森	甲賀市水口 町北内貴 230	伴谷小学校	水口町 伴中山 2252	国道8号⇒北 陸自動車道 (長浜IC)⇒名 神高速道路⇒ 竜王IC⇒拠点 避難所⇒避難 所	大阪府	柏原市	市民文化 会館	安堂町1-60	国道8号⇒北 陸自動車道 (長浜IC)⇒名 神高速道路⇒ 京滋バイパス ⇒第二京阪道 路⇒近畿道⇒ 西名阪自動車 道(藤井寺IC) ⇒府道12号 (堺大和高田 線)⇒国道170 号⇒25号
	計	379		379					※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。			「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。							「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。		

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県										県内避難				県外避難			
避難元				集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①				避難経路①	避難先②		避難経路②				
市町名	地区名1 (旧市町村名)		地区名2 (小学校区)		地区名3 (自治会区)		名称	所在地	名称	所在地	拠点避難所		避難所①			府県名	市町村名	拠点避難所	
	人口	人口	人口	人口	名称	所在地					名称	所在地	名称	所在地	名称			所在地	名称
長浜市	高月町	649	かみなが 富水	649	かみなが 富水小学校	長浜市高月町井口 160	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	甲賀市	甲賀市水口 スポーツの 森	甲賀市水口 町北内貴 230	かふか生涯 学習館	甲賀町大原中 886	国道8号⇒北陸 自動車道(長浜I C)⇒名神高速 道路⇒竜王IC⇒ 拠点避難所⇒避 難所	大阪府	富田林市	市民総合 体育館	美山台4-1	国道8号⇒北陸自 動車道(長浜IC)⇒ 名神高速道路⇒京 滋バイパス⇒第二 京阪道路⇒近畿道 ⇒阪和自動車道⇒ 南阪奈道路(羽曳 野IC)⇒国道170号 (外環状線)
							※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。					「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。							
	計	649		649															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名			避難元			集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難				県外避難							
滋賀県			避難元			集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①				避難先②							
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	拠点避難所		避難所①		避難経路①	府県名	市町村名	拠点避難所		避難経路②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地	名称	所在地				名称	所在地	
長浜市	高月町	749	富永	749	井口	677	富永小学校	長浜市高月町井口160	湖北体育館	長浜市湖北町連水1210	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森	甲賀市水口町北内貴森230	甲南図書交流館	甲南町深川1865	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒竜王IC⇒拠点避難所⇒避難所	大阪府	河内長野市	市民総合体育館	大師町25-1	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(美原南IC)⇒国道309号⇒国道170号
														甲南中部小学校	甲南町竜法師1137						
					高月尾山	72			※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。			滋賀県立陶芸の森	甲賀市信楽町勅旨2188-7	柞原会館	信楽町柞原164-1	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒新名神高速道路⇒信楽IC⇒拠点避難所⇒避難所					
	計	749		749																	

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県								県内避難					県外避難										
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①					避難先②										
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	拠点避難所		避難所①		避難経路①	府県名	市町村名	拠点避難所		避難経路②				
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地	名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地		
長浜市	高月町	778	ななさと七郷	778	からかわ唐川	309	ななさとしょうがこう七郷小学校	長浜市高月町唐川248	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	甲賀市	滋賀県立陶芸の森	甲賀市信楽町勅旨2188-7	大原小学校	甲賀町大久保1000	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒新名神高速道路⇒信楽IC⇒拠点避難所⇒避難所	大阪府	羽曳野市	総合スポーツセンターはびきのコロシアム	南恵我之荘4丁目237-4	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道(松原IC)⇒府道2号⇒府道31号⇒府道188号				
					よこやま横山	145								甲賀中学校	甲賀町相模128							甲賀共同福祉センター	甲賀町相模124-7		
					ひがしのべ東物部	324								甲賀体育館	甲賀町相模128							「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。		「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。	
					計	778								778											

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名 滋賀県						県内避難								県外避難						
避難元						集合同所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①				避難経路①	避難先②				避難経路②	
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	拠点避難所		避難所①		府県名	市町村名	拠点避難所			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					名称	所在地	名称				所在地	名称		所在地
長浜市	高月町	282	ななきと七郷	282	いその磯野	282	ななきとしょうがっこう七郷小学校	長浜市高月町唐川248	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	甲賀市	滋賀県立陶芸の森	甲賀市信楽町勅旨2188-7	甲賀中央公園体育館	甲賀町相模124-7	大阪府	藤井寺市	市民総合体育館	大井1丁目2-20	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒西名阪自動車道(藤井寺IC)⇒府道12号(堺大和高田線)⇒国道170号
	計	282		282					※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。			「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。					「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。			

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元						集合場所				避難中継所(スリーニングポイント)				県内避難				県外避難			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	避難先②			避難経路②							
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地		名称	所在地	府県名		市町村名	拠点避難所					
																				名称	所在地				
長浜市	高月町	342	こほり古保利	342	西阿閉	342	こほり古保利小学校	長浜市高月町西柳野38	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	草津市	災害時の被災状況に応じて別添3の避難所から選択		国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒栗東IC または 草津田上IC ⇒避難所	大阪府	大阪狭山市	大阪狭山市立総合体育館	池之原四丁目248番地	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(美原北)⇒府道36号⇒国道309号⇒府道森屋狭山線⇒国道310号						
	計	342		342																					

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元						集合場所				避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難			県外避難			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	避難先②			避難経路②				
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地		名称	所在地	府県名		市町村名	名称	所在地	
長浜市	高月町	119	こほり古保利	119	にしやなぎの西柳野	119	こほりしょうがっこう古保利小学校	長浜市高月町西柳野38	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	草津市	災害時の被災状況に応じて別添3の避難所から選択	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒栗東ICまたは草津田上IC⇒避難所	大阪府	太子町	万葉ホール	大字山田104-1	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道⇒南阪奈道路(羽曳野東IC)				
	計	119		119					※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。													

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		県内避難										県外避難							
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①				避難経路①	避難先②				避難経路②		
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	拠点避難所		避難所①		避難経路①	府県名	市町村名	拠点避難所		避難経路②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地	名称	所在地				名称	所在地	
長浜市	高月町	94	ななき七郷	94	なかつきふせ高月布施	94	ななきとしやがっこう七郷小学校	長浜市高月町唐川248	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	甲賀市	滋賀県立陶芸の森	甲賀市信楽町勅旨2188-7	油日小学校	甲賀町上野1322	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒新名神高速道路⇒信楽IC⇒拠点避難所⇒避難所	大阪府	河南町	中央公民館	白木1257-1	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和自動車道⇒南阪奈道(羽曳野)⇒府道27号線
	計	94		94					※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。			「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。							「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。		

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元						集合場所				避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難				県外避難			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	避難先①		避難経路①	避難先②			避難経路②						
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					名称	所在地		市町村名	避難所①			府県名	市町村名	拠点避難所			
											名称	所在地		名称	所在地	名称		所在地	名称	所在地			
長浜市	高月町	107	こほり古保利	107	しげのり重則	64	こほりしょうがっ古保利小学校	長浜市高月町西柳野38	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	草津市	災害時の被災状況に応じて別添3の避難所から選択	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒栗東ICまたは草津田上IC⇒避難所	大阪府	千早赤阪村	千早赤坂村B&G海洋センター	大字東阪255-1	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(美原北IC)⇒国道309号⇒府道705号					
					まつお松尾	43																	
	計	107		107																			

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名 滋賀県						県内避難				県外避難													
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難先②										
市町名	地区名1		地区名2		地区名3	名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		避難経路①	府県名	市町村名	拠点避難所		避難経路②					
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)						人口	名称				所在地	名称		所在地	名称	所在地		
長浜市	余呉町	916	余呉	916	きかぐち 坂口	118	旧鏡岡 中学校	長浜市余呉町 中之郷1030	湖北体育館	長浜市湖北町速 水1210	東近江市	湖東中 学校	横溝町202	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜IC) ⇒名神高速道路 ⇒湖東三山ス マートIC⇒避難 所	大阪府	岸和田市	総合体育館	西之内町45 番1号	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜 IC)⇒名神高速 道路⇒京滋バ イパス⇒第二 京阪道路⇒近 畿道⇒阪神高 速(13号東大阪 線⇒1号環状線 ⇒15号堺線)⇒ 国道26号				
				しもご 下余呉	350			湖東中 学校	横溝町202														
				なかの 中之郷	448				愛東中 学校	下中野町 444													
	計	916		916																			

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元							県内避難				県外避難				
避難元		避難元		避難元		避難元		避難元		避難元		避難元		避難元		避難元		避難元	
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	府県名	市町村名	避難先②		避難経路②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地	
長浜市	余呉町	358	余呉	358	しもふゆ生	78	旧鏡岡 ちほうがっこう 中学校	長浜市余呉町 中之郷1030	湖北体育館	長浜市湖北町速 水1210	東近江市	湖東第二小学 校	南菩提寺 町430	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜IC) ⇒名神高速道路 ⇒湖東三山ス マートIC⇒避難 所	大阪府	貝塚市	総合体育館	畠中1丁目 13-1	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜IC) ⇒名神高速道路 ⇒京滋バイパス ⇒第二京阪道路 ⇒近畿道⇒阪和 自動車道(貝塚I C)⇒府道岸和田 牛滝山貝塚線 (40号線)(通称: 貝塚中央線)
					かみにゆう 上舟生	219						湖東第一小学 校	下里町21						
					すすすみ 摺墨	15						湖東第二小学 校	南菩提寺 町430						
					すがなみ 菅並	46						湖東第二小学 校	南菩提寺 町430						
計		358		358															

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		県内避難								県外避難							
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①		避難先②				避難経路②
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		避難経路①	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地	名称
長浜市	余呉町	384	よこ 余呉	384	よこ ひがしの 余呉東野	384	よこ 余呉 しょうちゅうがっこう 小中学校	長浜市余呉町中之 郷777	湖北体育館	長浜市湖北町速 水1210	東近江市	五個荘中学 校	五個荘小幡 町227	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜IC) ⇒名神高速道路 ⇒八日市IC⇒避 難所	大阪府	泉佐野市	市民総合体 育館	新安松1丁目 1-22	国道365号⇒ 国道8号⇒北 陸自動車道 (長浜IC)⇒名 神高速道路⇒ 京滋バイパス ⇒第二京阪道 路⇒近畿道⇒ 阪神高速(13 号東大阪線⇒ 16号大阪港線 ⇒4号湾岸線 泉佐野南IC) ⇒府道29号⇒ 国道481号⇒ 国道26号
	計	384		384															

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元						集場所				避難中継所(スクリーニングポイント)				県内避難			県外避難				
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	府県名	市町村名	避難先②		避難経路②						
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地				
長浜市	余呉町	297	余呉	297	やと八戸	74	かがみおか旧鏡岡中学校	長浜市余呉町中之郷1030	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	東近江市	湖東第三小学校	小田苅町340	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒湖東三山スマートIC⇒避難所	大阪府	泉南市	市民体育館	樽井2丁目26番1号	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿自動車道⇒阪和自動車道(泉南IC)⇒府道63号泉佐野岩出線⇒国道26号						
			かわなみ川並			223						愛東北小学校	百済寺本町1399												
	計	297		297																					

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元						集合場所				避難中継所(スクリーニングポイント)				県内避難				県外避難							
市町名		地区名1		地区名2		地区名3		名称		所在地		名称		所在地		市町村名		避難先①		避難経路		府県名		市町村名		避難先②		避難経路	
(旧市町村名)		人口		(小学校区)		人口		(自治会区)		人口		名称		所在地		名称		所在地		避難経路		府県名		市町村名		拠点避難所		避難経路	
長浜市	余呉町	310	余呉	310	国安	133	余呉小中学校	長浜市余呉町中之郷777	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	東近江市	永源寺中学校	山上町4300	市原小学校	高木町1124	五個荘小学校	五個荘竜田町567	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒八日市IC⇒避難所	大阪府	阪南市	府立泉鳥取高校	緑ヶ丘1丁目1-10	「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(泉南IC)⇒府道63号⇒府道64号					
	計	310		310																									

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県										県内避難				県外避難			
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①				避難先②					
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		避難経路①	府県名	市町村名	拠点避難所		避難経路②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地	
長浜市	余呉町	311	余呉	311	いまいち 今市	144	よこ 余呉 しょうちゅうがっこう 小中学校	長浜市余呉町中之 郷777	湖北体育館	長浜市湖北町速 水1210	東近江市	市原小学校	高木町 1124	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜IC) ⇒名神高速道路 ⇒八日市IC⇒避 難所	大阪府	熊取町	総合体育館 「すまいるズ ひまわりドーム」	久保5丁目3- 1	国道365号⇒国道8 号⇒北陸自動車道 (長浜IC)⇒名神高 速道路⇒京滋バイ パス⇒第二京阪道 路⇒近畿道⇒阪和 道(貝塚IC)⇒国道 170号
											永源寺中学校	山上町 4300							
											五個荘小学校	五個荘竜 田町567							
	計	311		311															

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		県内避難								県外避難							
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②			避難経路②		
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		府県名	市町村名	拠点避難所			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称				所在地		名称	所在地
長浜市	余呉町	33	余呉	33	榑坂	33	よご 余呉 しょうちゅうがっこう 小中学校	長浜市余呉 町中之郷777	湖北体育館	長浜市湖北町 速水1210	東近江市	山上小学校	山上町200	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜IC) ⇒名神高速道路 ⇒八日市IC⇒避 難所	大阪府	田尻町	田尻町 総合保健福 祉センター	嘉祥寺 883-1	国道365号⇒国道8号 ⇒北陸自動車道(長 浜IC)⇒名神高速道 路⇒京滋バイパス⇒ 第二京阪道路⇒近畿 道⇒阪神高速(13号 東大阪線⇒16号大阪 港線⇒4号湾岸線)⇒ 府道泉佐野岩出線
	計	33		33															

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元					集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難			県外避難			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	避難先①		避難経路①	避難先②			避難経路②		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					市町村名	避難所①		府県名	市町村名	拠点避難所			
											名称	所在地			名称	所在地			
長浜市	余呉町	64	余呉	64	柳ヶ瀬	43	よこ余呉 しょうごがっこう 小中学校	長浜市余呉町中之郷777	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	東近江市	山上小学校	山上町200	国道365号→国道8号→北陸自動車道(長浜IC)→名神高速道路→八日市IC→避難所	大阪府	岬町	岬町立町民体育館	淡輪4546	国道365号→国道8号→北陸自動車道(長浜IC)→名神高速道路→京滋バイパス→第二京阪道路→近畿道→阪神高速(13号東大阪線→16号大阪港線→4号湾岸線)→府道63号線→国道26号→府道259号線
					なかのかわち 中河内	21													
	計	64		64															

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元						集合場所				避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難				県外避難			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	府県名	市町村名	避難先②		避難経路②				
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地	名称	所在地
高島市	マキノ町	1,930	マキノ東 しょうこう 小学校	855	かいづ く 海津1区	132	マキノ東 しょうこう 小学校	高島市マキノ町 海津2384	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野 1516	高島市	藤波こども園	安曇川町下小川 120-1	国道161号⇒避 難所	大阪府	豊中市	こしま 豊島体育館	服部西町4丁 目12-1	国道161号⇒名神 高速道路(豊中IC) ⇒府道10号				
					かいづ く 海津2区	121						安曇小学校	安曇川町田中445- 1										
					かいづ く 海津3区	201						安曇川はこぶね 保育園	安曇川町青柳700- 1										
					にしはま く 西浜区	401						本庄小学校	安曇川町南船木 391										
			なかしやう く 中庄区	353	マキノ南 しょうこう 小学校	高島市マキノ町 新保887	青柳小学校	安曇川町青柳1138															
			おおぬま く 大沼区	199			高島小学校	勝野1045															
			グリーンレイク ちょうない かい 町内会	188			高島小学校	勝野1045															
			しんぼ く 新保区	296			藤樹の里文化 芸術会館	安曇川町上小川 106															
			こさいはら 湖西平 じちがい 自治会	39			高島小学校	高島市勝野1045															
			計	1,930		1,930																	

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元						集会所				避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難			県外避難				
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	避難先②			避難経路②					
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地		府県名	市町村名	拠点避難所						
												名称	所在地				名称		所在地				
高島市	マキノ町	411	きまの 旧マキノ北 しょうがっこう 小学校	411	やまなか 山中区	70	マキノ東 しょうがっこう 小学校	高島市マキノ町 海津2384	高島B&G海洋 センター	高島市宮野 1516	高島市	安曇川中学校	安曇川町田中 567	国道161号⇒避 難所	大阪府	池田市	てしまの 豊島野公園	天神1丁目7- 1	①国道161号⇒名 神高速道路⇒中 国道⇒中国豊中I C(左側車線)⇒ 国道176号 ※国道176号石橋 跨線橋が20tを超 える車両通行禁 止				
					しもく 下区	93																	
					なみく 浦区	35																	
					こあらじく 小荒路区	160																	
					のぐちく 野口区	53																	
計	411	411																					

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名 滋賀県			避難元								県内避難				県外避難																	
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①		避難経路①	避難先②			避難経路②															
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		府県名	市町村名	拠点避難所																
												名称		所在地				名称	所在地													
高島市	マキノ町	960	マキノ西 しょうこう 小学校	442	ひるがし 区	442	マキノ 中学校	高島市マキノ町 蛭口601	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野 1516	高島市	新旭南小学校	新旭町新庄853	国道161号⇒避 難所	大阪府	箕面市	第二総合運動 場	外院1-2-3	国道161号⇒名 神高速道路(茨 木IC)⇒国道 171号													
			マキノ南 みなみ しょうこう 小学校	518	つじく 辻区	44					高島こども園	野田1631																				
					もりしく 森西区	82					新旭養護学校	新旭町太田988-6																				
					きわく 沢区	368																										
					はこだてだい 箱館第2リッ ちちょうない ランド町内会	24					健康の森梅ノ子運 動公園	安曇川町南古賀 65																				
	計	960		960																												

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県								県内避難			県外避難					
避難元				集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②						
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地		市町村名	避難所①		府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					名称		所在地	名称			所在地	名称
高島市	マキノ町	84	マキノ西小学校	84	マキノ・マロンガーデン	64	マキノ西小学校	高島市マキノ町寺久保552-1	高島B&G海洋センター	高島市宮野1516	高島市	安曇小学校	安曇川町田中445-1	大阪府	豊能町	高山コミュニティセンター	高山10	国道161号⇒名神高速道路(茨城IC)⇒国道171号⇒(小野原-粟生間谷)⇒府道4号線茨木能勢線
					マキノ・グランデ自治会	20			※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。		高島市	高島中学校	勝野1070					「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。
	計	84		84														

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県								県内避難				県外避難					
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①				避難先②					
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		避難経路①	府県名	市町村名	拠点避難所		避難経路②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地	
高島市	マキノ町	39	きゆう 旧マキノ きたしやうがっこう 北小学校	39	ありはらく 在原区	39	きゆう 旧マキノ北小学校 ありはらふんこう 在原分校	高島市マキノ町 在原506	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野 1516	高島市	鴨川流域土地 改良区事務所	安曇川町下小 川2912	国道161号⇒ 避難所	大阪府	能勢町	能勢町浄るり シアター	宿野30	国道161号⇒ 名神高速道路 (豊中IC)⇒阪 神高速11号池 田線⇒国道 173号
計		39		39															

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元						集場所				避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難				県外避難			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	府県名	市町村名	避難先②		避難経路②				
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地	名称	所在地
高島市	マキノ町	1,666	マキノ西 しょうがっこう 小学校	708	おおあさらたに 大学白谷	86	マキノ西 しょうがっこう 小学校	高島市マキノ町 寺久保552-1	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野 1516	高島市	高島中学校	勝野1070	国道161号⇒ 避難所	大阪府	吹田市	万博公園駐車場	千里万博公園 1-1	国道161号⇒名神 高速道路(吹田I C)⇒府道2号大 阪中央環状線(池 田方面)				
					しらたにちろうしゆえん 白谷長寿苑 ちようないかい ・町内会	45																	
					てらくぼく 寺久保区	155																	
					いしぼく 石庭区	133																	
					かみかいでく 上開田区	72																	
					しもかいでく 下開田区	61																	
					まきのく 牧野区	156																	
			マキノ東 しょうがっこう 小学校	622	マキノ駅西 自治会	126	マキノ土に学ぶ まな さとけんしゅう 里研修センター	高島市マキノ町 蛭口260-1	※記載の避難中継所を第一 候補とするが、施設の被害状 況や災害の状況に応じて計 画記載の他の施設での設置 も検討する。	安曇川ふれあいセン ター										安曇川町田中89	「拠点避難所」とは、各避難 所への移送を行う拠点として 避難先市町村が設置するも のをいう(拠点避難所と避難 所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へ は、避難先市町村が移送す る。		
			たかぎはま 高木浜	496	【高木浜一丁目】 高島B&G海洋セン ター	宮野1516																	
			マキノ南 しょうがっこう 小学校	336	【高木浜二丁目】 安曇川ふれあいセン ター	安曇川町田中89																	
				ちないく 知内区	336	高島B&G海洋セン ター	宮野1516																
	計	1,666		1,666																			

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難				県外避難			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	府県名	市町村名	避難先②		避難経路②		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地
高島市	今津町	1,867	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	1,838	なかはま区 中浜区	145	いまづ ひがし 今津東コミュニティ センター	高島市今津町 中沼1丁目4-1	【美浜発電所発災時、美浜大飯発電所同時発災時】 高島B&G海洋センター	【美浜発電所発災時、美浜大飯発電所同時発災時】 高島市宮野1516	大津市	仰木の里小学校 体育館	仰木の里四丁目 4-1	国道161号⇒避 難所	大阪府	高槻市	市立総合スポー ツセンター	芝生町4丁目 1-1	国道161号⇒名 神高速道路(高 槻JCT)⇒新名 神高速道路(高 槻IC)⇒国道 171号大阪方面 行き⇒高槻市役 所前交差点⇒ 府道大阪高槻 線		
					きたはま区 北浜区	144						逢坂市民センター	京町三丁目1-3								
					みなみはま区 南浜区	333						和邇市民体育館	和邇高城27-2								
					しょうやうたけ 松陽台区	1,216						たかしましん かいやん 高島市民会館	高島市今津町 中沼1丁目3-1							木戸市民センター	木戸58
		計	1,867	1,867	きゅうまづ にし 旧今津西 しょうがっこう 小学校	29	とちゅう たに 途中谷	0	がくえんこうとう ECC学園高等 がっこう 学校	高島市今津町 椋川512-1	【大飯発電所発災時】 高島市今津総合 運動公園	【大飯発電所発災時】 高島市今津町日 置前3110	高島市	今津中学校	今津町弘川924	「拠点避難所」とは、各避難 所への移送を行う拠点とし て避難先市町村が設置す るものをいう(拠点避難所と 避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所 へは、避難先市町村が移 送する。					
							むくわく区 椋川区	29						高島市	今津中学校		今津町弘川924				

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元								集合場所				避難中継所(スクリーニングポイント)				県内避難						県外避難					
避難元		地区名1		地区名2		地区名3		名称		所在地		名称		所在地		避難先①		避難先①		避難経路①		避難先②		避難先②		避難経路②					
市町村名	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	名称	所在地	名称	所在地	市町村名	名称	所在地	名称	所在地	市町村名	名称	所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	名称	所在地	名称	所在地					
高島市	今津町	1,345	いぼろ、また今津北 しほがわの 小学校	1,345	さなみく酒波区	91	高島市今津町 日置前100	高島B&G海洋センター	高島市宮野 1516	高島市	新旭南小学校	新旭町新庄853	国道161号⇒避 難所	大阪府	茨木市	西河原公園	城の前町1	国道161号⇒名神高 速道路(炭木IC)⇒ 国道171号													
					へがききく平ヶ崎区	130				高島市	※美浜・敦賀発電所発災時	しろふじ保育園							永田1233-1												
					のぞきみの郷 じちかい自治会	145				大津市	※大飯・美浜発電所同時発災時	志賀小学校体育館							南志賀一丁目5-1												
					きたげく北仰区	94				高島市		安曇川世代交流センター							安曇川町南船木249												
					しんでんく新田区	65				高島市		安曇川高等学校							安曇川町西万木1168												
					かづらきく桂区	170				大津市		仰木の里市民センター							仰木の里七丁目1-25												
					きたふかしみずく北深清水区	158				大津市	※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。	和邇小学校体育館							和邇中190												
					みなみふかしみずく南深清水区	211				高島市		安曇川総合体育館							安曇川町田中630-1												
					みたにく三谷区	192				大津市		木戸小学校体育館							荒川1000												
かづたきく構区	89	大津市		日吉中学校体育館	下阪本六丁目38-26																										
計		1,345		1,345																											

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元						集合場所				避難中継所(スクリーニングポイント)			県内避難				県外避難			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	避難先①		避難経路①	避難先②			避難経路②							
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					市町村名	避難所①		名称	所在地	府県名		市町村名	拠点避難所	名称	所在地			
高島市	今津町	454	いまづ きた 今津北 しょうがっこう 小学校	454	いいく	伊井区	170	高島市今津町 日置前100	高島B&G海洋センター	高島市宮野 1516	大津市	真野北小学校体育館	緑町15-2	国道161号⇒ 避難所	大阪府	摂津市	子育て総合支 援センター遊 戯室	千里丘東1- 17-46	国道161号⇒名神 高速道路(吹田出 口)⇒府道2号大 阪中央環状線⇒ 府道14号⇒府道 142号					
					きたばやし	北林区	92				大津市 ※大阪・美浜発電所同時発災時	唐崎小学校体育館	際川四丁 目7-1							「拠点避難所」とは、各避 難所への移送を行う拠 点として避難先市町村が 設置するものをいう(拠 点避難所と避難所が同 一の場合あり)。				
					きたがけ	北仰東 自治会	192				高島市 ※美浜・敦賀発電所発災時	アイリッシュパー ク	勝野670							拠点避難所から各避難 所へは、避難先市町村 が移送する。				
計		454		454																				

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元								集合場所				避難中継所(スクリーニングポイント)				県内避難				県外避難			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	府県名	市町村名	拠点避難所		避難経路②								
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地	名称	所在地				
高島市	今津町	178	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	178	おおとく 大供区	178	いまづ ひがし 今津東 ほいくえん 保育園	高島市今津町 住吉2丁目16-5	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野 1516	大津市	逢坂小学校体育 館	音羽台6-1	国道161号⇒避 難所	大阪府	島本町	島本町ふれあ いセンター	桜井3丁目4-1	国道161号 ⇒名神高速 道路(大山 崎IC)⇒国 道171号								
	計	178		178																							

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県										県内避難			県外避難				
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②	
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	避難所①			府県名	市町村名	拠点避難所			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					名称	所在地				名称	所在地		名称
高島市	今津町	818	いまづ ひがし 今津東 しほがっこう 小学校	818	きさく 楽区	579	たかしまこうとう がっこう 高島高等学校	高島市今津町 今津1936	高島B&G海洋セン ター	高島市宮野 1516	大津市	滋賀短期大学 附属高校体育 館	朝日が丘一丁 目18-1	国道161号⇒避 難所	大阪府	守口市	おおさか 大枝公園	松下町3番地	国道161号⇒名 神高速道路⇒近 畿道(摂津南IC) ⇒府道2号大阪 中央環状線⇒ (松生町交差点) 国道163号
					ひがし 東区	239			※記載の避難中継所を第一 候補とするが、施設の被害状 況や災害の状況に応じて計 画記載の他の施設での設置 も検討する。			県立武道館	におの浜四丁 目2-15				「拠点避難所」とは、各避 難所への移送を行う拠点 として避難先市町村が設 置するものをいう(拠点避 難所と避難所が同一の 場合あり)。 拠点避難所から各避難 所へは、避難先市町村 が移送する。		
	計	818		818															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		県内避難										県外避難					
避難元		地区名1		地区名2		地区名3		集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①		避難経路①	避難先②			避難経路②	
市町名	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①			府県名	市町村名	拠点避難所		
					名称	所在地						名称	所在地						
高島市	今津町	2,197	いまづ ひがし 今津東 しほがっこう 小学校	1,797	たけすく 武末区	108	たけすく 高島働く 女性の家	高島市今津町 今津1640	【美浜発電所発災時、 美浜大飯発電所同時 発災時】 高島B&G海洋セン ター 【大飯発電所発災時】 高島市今津総合運動 公園 ※記載の避難中継所を第一候補とする が、施設の被害状況や災害の状況に応 じて計画記載の他の施設での設置も検 討する。	【美浜発電所発災時、 美浜大飯発電所同時 発災時】 高島市宮野1516 【大飯発電所発災時】 高島市今津町日置前 3110	大津市	真野小学校体育館	真野四丁目6-17	国道161号⇒避難 所	大阪府	枚方市	枚方市立 総合体育館	中宮大池4丁目 10-1	国道161号⇒名神高速 道路(京都南IC)⇒京阪 国道(出屋敷南交差点を 左折)
					ひろわく 弘川区	555	やまびこ総合支援セ ンター	馬場二丁目13-50											
					こさい 湖西ニュー タウン自治会	124	平野小学校体育館	馬場一丁目2-1											
					まきわく 杉沢区	557	びわ湖大津館	柳が崎5-35											
					はまふん 浜分区	424	県立体育館	におの浜四丁目2- 12											
					かわりく 川尻区	32	小松小学校体育館	南小松1122											
					いまづ いのちく 今津井ノ口区	118	和邇市民体育館	和邇高城27-2											
			なかのまちく 甲ノ町区	107	日吉台小学校体育館	日吉台三丁目33-3													
			いまづ つぶく 今津辻区	70	真野市民センター	真野四丁目6-2													
			きりまづ ほん 旧今津西 しほがっこう 小学校	105	つのがわ 角川区	48	今津中学校	今津町弘川924											
					あますがわく 天増川区	10	安曇川総合体育館	安曇川町田中630-1											
					ほろさか 保坂区	22	今津中学校	今津町弘川924											
					まぎのまち 杉山区	25	安曇川総合体育館	安曇川町田中630-1											
			計		2,197		2,197												

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元						集合場所				避難中継所(スクリーニングポイント)				県内避難			県外避難			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	府県名	市町村名	避難先②		避難経路②					
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地	名称	所在地	
高島市	今津町	1,436	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	1,436	みなみしんぼく 南新保区	482	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	高島市今津町 弘川59	高島B&G海洋 センター	高島市宮野 1516	大津市	北大津高校体育 館	仰木の里一丁目 23-1	国道161号⇒避 難所	大阪府	寝屋川市	総合教育研修セ ンター (旧)明徳小学校	明徳1丁目1-1	国道161号⇒名神高 速道路⇒第二京阪 道路(寝屋川北IC) ⇒国道1号⇒府道 18号線					
					いちがきく 市ヶ崎区	179						市民会館	島の関14-1											
					しんぼく 新保寺区	112						下阪本市民セン ター	下阪本三丁目 14-30											
					かーむたうんく カームタウン区	298						真野中学校体育 館	清風町24-1											
					ひがししんまちく 東新町区	365						勤労福祉セン ター	打出浜1-6											
	計	1,436		1,436																				

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		県内避難								県外避難													
避難元				集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①			避難経路①	避難先②				避難経路②									
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地		市町村名	避難所①		府県名		市町村名	拠点避難所							
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					名称		所在地	名称		所在地		名称	所在地						
高島市	今津町	582	いまづ みがし 今津東 しょうがっこう 小学校	582	てんじんく 天神区	161	いまづ きんろうしや 今津勤労者体 いっく 育センター	高島市今津町 今津1952-1	高島B&G海洋 センター	高島市宮野 1516	大津市	坂本市民体育 館	坂本六丁目 33-19	国道161号⇒ 避難所	大阪府	大東市	ふかちやくち 深北緑地	深野北 2・3・4・5丁目	国道161号⇒名神 高速道路(京都南I C)⇒京阪国道⇒ 第二京阪道路(寝 屋川北IC)⇒外環 状線(国道170号)						
					みやにしく 宮西区	116						中央市民セン ター	中央二丁目 2-5												
	計	582		582																					

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。

拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		県内避難						県外避難									
避難元				集合場所		避難中継所(スリーピングポイント)		避難先①			避難先②								
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		避難経路①	府県名	市町村名	拠点避難所		避難経路②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地	
高島市	今津町	319	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	319	きしわきく 岸脇区	180	いまづ きたたいいくかん 今津北体育館	高島市今津町 日置前100	高島B&G海洋 センター	高島市宮野 1516	大津市	小野小学校体 育館	水明一丁目 34-2	国道161号⇒ 避難所	大阪府	四條畷市	市民総合セン ター	中野3丁目5- 25	国道161号⇒名神 高速道路⇒京阪 国道⇒第二京阪 道路(寝屋川北I C)⇒国道1号⇒ 国道170号⇒国道 163号
					かみひろべく 上弘部区	139	いまづ かみしいいくかん 今津上体育館	高島市今津町 上弘部486	※記載の避難中継所を第一 候補とするが、施設の被害 状況や災害の状況に応じて 計画記載の他の施設での設 置も検討する。			比叡平小学校 体育館	比叡平一丁 目45-1				「拠点避難所」とは、各避 難所への移送を行う拠点 として避難先市町村が設 置するものをいう(拠点避 難所と避難所が同一の場 合あり)。 拠点避難所から各避難 所へは、避難先市町村が 移送する。		
	計	319		319															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県								県内避難				県外避難					
避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先①				避難先②					
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難所①		避難経路①	府県名	市町村名	拠点避難所		避難経路②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地	
高島市	今津町	389	いまづ ひがし 今津東 しょうがっこう 小学校	389	にしく 西区	389	なかしまこうとうがっこう 高島高等学校	高島市今津町 今津1936	高島B&G海洋セ ンター	高島市宮野 1516	大津市	やまびこ総合支援セ ンター	馬場二丁目 13-50	国道161号⇒ 避難所	大阪府	交野市	交野市立 総合体育施設	向井田2-5-1	国道161号⇒ 名神高速道 路⇒京阪国 道⇒第二京 阪道路(交野 北IC)⇒第二 京阪道路側 道⇒府道交 野久御山線
	計	389		389															

※記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

草津市 受入避難所一覧

	施設名称	住所
1	総合体育館	下笠町161
2	YMITアリーナ（くさつシティアリーナ）	野村三丁目3-27
3	ふれあい体育館	草津町1486-1
4	武道館	南山田町683
5	テクノカレッジ草津	青地町1093
6	草津クリアホール	野路六丁目11-15
7	西一会館	草津町1446-1
8	西一教育集会所	草津町1446-1
9	橋岡会館	橋岡町71
10	橋岡教育集会所	橋岡町68
11	新田会館	木川町898-3
12	新田教育集会所	木川町898-15
13	常盤東総合センター	芦浦町319-1
14	芦浦教育集会所	芦浦町319-1
15	志津まちづくりセンター	青地町561
16	志津南まちづくりセンター	若草五丁目10
17	草津まちづくりセンター	草津一丁目4-33
18	大路まちづくりセンター	大路二丁目9-11
19	渋川まちづくりセンター	西渋川二丁目9-38
20	矢倉まちづくりセンター	東矢倉二丁目13-6
21	老上まちづくりセンター	野路町520
22	老上西まちづくりセンター	矢橋町526-1
23	玉川まちづくりセンター	野路九丁目7-42
24	南笠東まちづくりセンター	笠山一丁目1-47
25	山田まちづくりセンター	南山田町678
26	笠縫まちづくりセンター	上笠一丁目6-3
27	笠縫東まちづくりセンター	集町58-8
28	常盤まちづくりセンター	志那中町111-1
29	なごみの郷(福祉避難所)	志那町2552
30	長寿の郷ロクハ荘(福祉避難所)	追分七丁目11-1